

## 千葉県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行（令和6年4月1日）により、水道整備・管理行政が、厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることとなった。

これを受け、水質基準に関する省令が改正されたことに伴い、同省令の規定を引用する千葉県小規模水道条例施行規則（昭和55年千葉県規則第27号）について所要の改正を行った。

### 2 改正の内容

新旧対照表のとおり

### 3 施行期日

公布の日から施行することとした。

### 4 意見公募手続について

千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第38条第4項第8号に該当するため、意見公募手続は行わなかった。